



記者発表資料	
平成28年1月8日	
担当課 (担当者)	危機管理課 (雁長)
電話(内線)	20-3127(2122)

鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画 (平成28年度～平成37年度)を策定しました

1 基本計画の概要

「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、本市における安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための基本的方針等について定めた「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(平成18年6月策定)」が平成27年度で終了することに伴い、平成28年度以降の基本計画を策定しました。この計画に基づき、今後も、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます!

(1) 基本的な考え方

これまでの基本方針を継続し、次の4点を基本方針とします。

- ア 自らを守る意識の高揚
- イ 連携体制・情報共有の推進
- ウ 協働による地域防犯活動の推進
- エ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

(2) 取り組みの主体(施策の体系)

これまでと同様に、市、市民、事業者、土地所有者等のそれぞれの役割について整理しました。

- ア 市の取り組み
- イ 市民の取り組み
- ウ 事業者の取り組み
- エ 土地所有者等の取り組み

(3) 見直しのポイント

- ア 学校の安全教育にスマートフォン等の適正利用について追加【P6】
スマートフォン等の利用に起因する青少年の犯罪被害の増加を踏まえ、スマートフォン等の適正利用について、市の取り組みに追加しました。
- イ 高齢者を狙った特殊詐欺について追加【P7、P9、P12】
近年の高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加を踏まえ、被害の防止について、市、市民、事業者の取り組みに追加しました。
- ウ 空き家等の適正な管理の促進について追加【P7、P9、P11、P13】
空家等対策の推進に関する特別措置法の施行などを踏まえ、空き家等の適正な管理の促進について、市、市民、事業者、土地所有者等の取り組みに追加しました。
- エ 防犯カメラの整備について追加【P5】
犯罪の抑止効果への期待などを踏まえ、防犯カメラの効果的な整備促進の検討について、市の取り組みに追加しました。

2 基本計画の計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とします。